

平和憲法・9条をまもる 岩手の会 ニュース No.171

2020.1.5

発行：平和憲法・9条をまもる
岩手の会 実務者会議

連絡先 県生協連・県消団連

TEL 019-684-2225

FAX 019-684-2227

あけましておめでとうございます。ますます寒い時期に入りますが、政治を私物化している安倍政権の横暴に黙ってはられません。県内各地で改憲発議反対の声を上げ、9条改憲をSTOPさせましょう！

新春メッセージ **平和憲法をまもり、いかす運動をさらに広げましょう！**

平和憲法・9条をまもる岩手の会呼びかけ人 医師 小野寺けい子さん

「桜を見る会」疑惑で窮地に立たされた安倍首相は、臨時国会を閉幕し、幕引きを図ろうとしました。国民の大きな怒りをよそに、その後の記者会見でも「たやすい道ではないが、必ず私の任期中に憲法改定を成し遂げたい」と執念を燃やしています。第98条にあるように憲法は国の最高法規であり、全ての法の骨格をなすもので、憲法改正には高いハードルが設定されています。それは権力を握る多数派が憲法が気に入らないからと簡単に変えてしまうと、権力の暴走を防ぎ、人権を保障するという憲法の役割が果たせないからです。第99条には大臣、議員、裁判官や公務員には憲法尊重と擁護義務があると明記されています。国民の過半数が憲法改正を望んでいないのに、首相自らが99条に違反し、立憲主義を否定することは許されません。

格差社会が広がり、いのちや暮らしが脅かされている今、私たちは経済、社会保障、年金、教育、そして災害対策など、生活に直結する問題を解決する政治を望んでいます。日本国憲法が公布されて74年。憲法改憲の策動が様々ある中でも、草の根の運動で憲法を守りぬいてきました。1947年、文部省発行の「あたらしい憲法のはなし」では、第9条「戦争放棄、戦力及び交戦権の否認」について「武器を一切持たないことについて——決して心細く思う必要はありません。日本は世界に先駆けて正しいことをやったのです。世の中に正しいことぐらい強いものはありません」と訴えて、子どもたちを励ましていました。

また、先日、来日したローマ教皇は「戦争のための最新鋭で強力な兵器を製造しながら、平和について話すこと等どうしてできるでしょうか。・・・武器を手にしたまま愛することはできません」と、人の良心の深みにしみ込むようなスピーチを残しています。

あの戦争の惨禍を二度と繰り返さないという決意の下に制定された平和憲法を守り、活かす運動を今年はさらに大きく発展させましょう。

「安倍9条改憲NO！憲法をいかす全国統一署名」（12月末現在）

岩手の3,000万署名数は17万8千筆 署名ハガキは525通・1,615筆

◇「安倍9条改憲NO！憲法をいかす全国統一署名」（3,000万署名）は、2019年末で終了です。手元にある3,000万署名は、1月10日までに岩手県生協連までお送り下さい。

◇全国市民アクションでは、年明けから新しい署名「安倍9条改憲NO！改憲発議に反対する全国緊急署名」を呼びかけていますので、岩手の会でも新署名の取り組みに変更します。

◇新署名用紙（白黒印刷）が欲しい9条の会は、岩手県生協連までご連絡下さい。



《1月の署名活動》 9日(木)12:15~12:45 盛岡市大通・野村證券前

多くの国民が反対の声を上げている中、安倍首相は改憲を進めようとしています。「安倍9条改憲NO！改憲発議に反対する全国緊急署名」を呼びかけますので、お誘い合わせの上、ご参加ください！

三閉伊一揆と岩見ヒサさんのたたかいに学んだ

—平和憲法・9条を守る都南の会—

バスツアー



昨年11月4日に25名で開催。南部藩の度重なる重税に耐えかね、村役の中心人物や女性も参加し、弘化4年(1847年)の1万2千人のほか、2度に渡って起こした三閉伊一揆。藩主交代や領地領民の変更等、近代への扉を開けました。また、1980年代に田野畑村の原発立地計画に、岩見ヒサさんを中心に女性たちが反対運動を展開。その予定地だった所は東日本大震災で大被害を受けており、思わず「ゾッ」としました。ヒサさんたちの反対運動が岩手を救ったのです。国民の多くが原発の危険性を知らない中で反対運動は大変だったと思いますが、今に至る必然と偶然に感謝するツアーとなりました。(実川敦子)

お知らせ

2月16日は交流と学習の日!

午前

「平和憲法・9条をまもる岩手の会」交流会

2月16日(日)10:30~11:45(開場10:00) 県民会館 中ホール

内容：全国や東北の9条の会状況報告、取り組み交流。

午後

安倍9条改憲NO! 全国市民アクション岩手の会主催

「平和といのちと人権を! 2・16県民集会」

2月16日(日)13:30~15:30(開場13:00) 県民会館 中ホール

講師：浅倉むつ子氏 (安保法制に反対する学者の会発起人。九条の会世話人。早稲田大学名誉教授)

内容：連帯あいさつ、浅倉さん講演。(終了後にアピール行進)

※弁当(200円。お茶付き)の予約を承ります。

できるだけ、9条の会や団体・組織ごとのお申し込みをお願いします。

コラム

—香港でできる、民主的、平和的なデモ・集会!—

香港政府に対する学生・市民による抗議行動の過激化とそれに対する過剰と思われる警察の取り締まりに対し、国際社会からは「平和的解決」を求める声が上がっています。

そんな中の12月8日、10日の「世界人権デー」に合わせ主催者発表で80万人が参加する大規模デモが行われたとのことです。また、主催者の民主派団体「民間人権陣線(民陣)」は警察との衝突を避け平和的にデモ行進するよう参加者に呼びかけたとのこと、大きな衝突や混乱に至らなかったとのこと。このようなことは以前立法院議員がデモ・集会に参加して、参加者に冷静な行動を呼びかけ、行動は整然としていたことがありました。

しかし、日本のメディアでも報道されていたように、在香港米国総領事館の職員がデモ・集会の参加者に接触したときは、デモ・集会が過激になっていました。また、米国に「香港人権・民主主義法」が成立した時は、香港の学生・市民が米国国旗を掲げて在香港米国総領事館に向けて行進したことは、外国である日本側にとっても違和感を覚える状況になりました。香港の学生・市民の行動の過激化に、米国政府関係機関が関与していると考えざるを得ません。考えすぎでしょうか。

香港の学生・市民は外国政府機関の関与に期待するのではなく、国際世論を味方につけて、自分たちで香港政府、中国政府との間で民主的、平和的に問題解決を図るべきですし、それができると思います。

また、国際社会は一部の学生・市民による過激な行動を「抗議行動」として容認するべきではないと思いますが、如何でしょうか。また、「人権・民主主義」は、「平和的に表明」するのが「国際法」の考えではなかったでしょうか。(T)